

入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人700MHz利用推進協会（以下「本協会」という。）定款第7条及び第9条の規定に基づき、本協会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

- 第2条 本協会の正会員として入会しようとする法人は、すべての正会員の推薦を得て、理事会が別に定める入会申込書を提出しなければならない。
- 2 本協会の賛助会員として入会しようとする法人又は団体は、理事会が別に定める入会申込書を提出しなければならない。
- 3 第1項、第2項の入会申込みに対しては、理事会において遅滞なく定款第7条の定めに基づき入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(指定代表者)

- 第3条 正会員は、法人の代表者として本協会に対してその権利を行使する者(1名に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、前条第1項又は第2項の入会申込書において指定代表者を届け出なければならない。
- 2 前項の指定代表者を変更した場合、速やかに理事会が別に定める変更届を提出しなければならない。

(会員名簿に関する情報の取扱い)

- 第4条 会員の情報は、種別毎に、本協会の管理する会員名簿に登録する。
- 2 第2条第1項又は第2項の入会申込書に記載した事項に変更があった場合、当該会員は、理事会が別に定める変更届を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第5条 入会金、会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第8条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

- 第6条 正会員は、特定基地局の開設認定が取り消された場合、理事会の承認を得て、理事会が別に定める退会届を提出することにより退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。
- 2 賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも

退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

- 3 定款第 11 条第 1 項第 2 号から第 5 号までの定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前 2 項に準じて会員名簿の登録を抹消する。
- 4 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。また、資格喪失後は会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第 7 条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合、当該再入会希望者は、その理由を記した説明書と共に、改めて第 2 条に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 前項のほか、再入会の手続きについては、第 2 条の定めを準用する。ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合は、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後 2 年間は、再入会を認めないこととする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程は、本協会の設立の登記の日から施行する。